

# 要 望 書

【平成23年度第1回定例会】

千葉県町村会

# 東日本大震災による災害等に関する財政支援の充実強化等に関する要望

今回の東日本大震災による未曾有の被害は、国が全力を挙げて取り組むべき国家的危機であり、被災地等における一日も早い復旧・復興等の実現に向け、次の事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要望する。

## 1 災害復旧対策に係る地方財政支援の強化充実について

東日本大震災により、多くの自治体で公共施設等に被害を被った。

災害救助法の適用とならない小規模災害等について、その復旧費用は特別交付税で措置されるものの、震災に伴う災害復旧には、相当の期間と事業費を要することになり、自治体財政を圧迫することは避けられない。

については、災害復旧に向けた各自治体の財政負担増に対して、国における更なる財政支援を行うこと。

## 2 災害に強い庁舎づくり交付金（仮称）制度の創設について

東日本大震災の被災地では、庁舎の直接的被害により行政機能そのものが損壊し、災害対策が機能不全に陥るケースが発生している。

庁舎は、震災時等に災害対策本部や避難所等として使われるが、建築後相当の年数を経過し、老朽化に伴う崩壊リスク等安全性・機能性の面で多大な問題を抱えている。

については、耐震化を含めた庁舎の建て替え整備等に当てるため、災害に強い庁舎づくり交付金（仮称）制度の創設を図ること。

## 町村行財政の充実強化に関する要望

町村行財政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 防災行政無線戸別受信機整備に係る財源措置について

防災行政無線の戸別受信機のデジタル化に当たっては、国の補助金及び地方債等の助成措置がないことから、すべて一般財源で対応しなければならないため、町財政にとっては重い負担となる。

については、防災行政無線の戸別受信機のデジタル化に対し、早期に新たな助成制度を創設すること。

## 保健福祉行政の充実強化に関する要望

保健福祉行政の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 子ども医療費助成制度の創設について

子ども医療費助成は、子育て支援策の重要な役割を担っており、次世代を担う子どもたちを安心して育てられるようにするため、子育てをする親への経済的支援として都道府県単位で実施されているが、自治体における保護者負担や対象年齢にばらつきがあるため、助成対象者の享受できるサービスに地域間格差が生じている。

については、少子化に対処するための総合的な支援の一環として、国の責任において子どもの医療費を全国一律に中学校卒業まで無料化する制度を創設すること。

## 町村生活基盤の充実強化に関する要望

町村生活基盤の整備促進の充実強化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

### 1 首都圏中央連絡自動車道（仮称）神崎パーキングエリアの設置について

首都圏中央連絡自動車道の（仮称）神崎インターチェンジを含む茨城県境から大栄間については、平成24年度の供用開始を目指し、現在、国により利根川橋脚工事やインターチェンジの工事が進められている。

町ではこの（仮称）神崎インターチェンジ周辺を地域活性化の拠点として、平成24年度に「道の駅」の整備を計画しており、22年度から盛土に着手したところであるが、「道の駅」と首都圏中央連絡自動車道のパーキングエリアを連結したハイウェイオアシスを一体的に整備することにより、その効果はさらに高まると考えている。

については、首都圏中央連絡自動車道の（仮称）神崎パーキングエリアの設置決定及び早期整備を図ること。

### 2 九十九里浜の海岸侵食対策事業等について

白砂青松と遠浅な海岸で自然景観に恵まれた九十九里浜は、自然にふれあう安らぎの場として地域の人々に親しまれているとともに、豊富な漁業資源の宝庫であった。

しかし、近年、九十九里海岸一帯では、海岸侵食により汀線が後退し、砂浜が削りとられ無残な浜崖へと変貌し、かつて一面に広がっていた水平線と砂浜の織りなす美しい景観は、急激に失われてしまった。侵食が顕著な箇所では、侵食対策が講じられてきたが、その策を上回る速度で侵食が進んでいるのが現状である。

については、計画的な海岸侵食対策の事業推進と「南九十九里浜養浜計画」に基づく更なる事業の促進を図ること。

また、東日本大震災における津波被害は、沿岸自治体に甚大な被害をもたらしたことから、津波対策に万全を期すること。

### 3 地上デジタルテレビ放送の難視地区の解消等について

千葉県中央部から南部にかけては、中山間地が多い地域特性から、地上デジタル放送が受信できない新たな難視地区が多く存在している。

現在、地上デジタル放送難視地区への対策としては、平成27年3月末までの暫定的な措置として、衛星放送による地デジ難視対策で対応しているが、今後の整備方針が示されていないため、難視地区における住民の不安感は完全には払拭されていない状況である。

また、新たな難視地区の解消対策については、自主共聴組合又は市町村による共聴施設の整備となるが、施設の建設については、国の補助金及びNHKの助成などの財政支援が得られるものの、建設後の維持管理については、財政支援が得られないため、共聴組合及び市町村にとって過大な負担となる。

受信施設の維持管理については、受信者側の責務となるが、負担については、地域格差なく、公平であるべきである。

については、下記事項について特段の措置を講じること。

#### 記

- (1) 地理的条件による住民負担の格差を解消するよう配慮すること及び全ての住民が地上デジタル放送を受信できるよう環境を整備すること
- (2) 電波利用料など無線共聴施設等に係る自治体への負担を軽減すること。